

# I 「宮城県子どもの貧困対策計画」の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

平成25年度国民生活基礎調査(厚生労働省)では、2012年の子どもの貧困率が16.3%と過去最高を更新するなど、子どもの貧困対策は国を挙げて取り組まなければならない喫緊の課題となっています。

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、また、法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)が平成26年8月に策定されました。

さらには、平成27年10月に「みやぎ子ども・子育て県民条例」が成立・施行し、その目的として、「子どもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立した大人となることのできる環境整備を図り、もって、持続的な地域社会の発展に資する」ことが掲げられています。

また、平成23年に発生した東日本大震災は、本県の子どもたちの成育環境や教育環境に著しい影響を与えましたが、こうした子どもたちが健やかに成長していくための環境整備や、希望する進路選択の実現に向けた支援などについても、長期的に配慮していく必要があります。

こうした国の動向や子どもを取り巻く状況などを踏まえ、本県においても法の趣旨に鑑み、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、県計画を策定することとしました。

## 2 計画の位置付け

「宮城県子どもの貧困対策計画」は、法第9条に基づき、大綱を勘案のうえ、本県が実施する子どもの貧困対策について定めるものです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律(抄)  
(都道府県子どもの貧困対策計画)  
第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。  
2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 3 計画の期間

「宮城県子どもの貧困対策計画」の計画期間は、法や大綱の見直し時期等を勘案して、平成28年度から令和2年度までとします。

子どもの貧困対策の推進に関する法律 附則抄 (検討) 第2条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
子供の貧困対策に関する大綱(抄) 第6 5 大綱の見直し 本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。

### 4 計画の推進体制及び進行管理

#### (1) 計画の推進体制

子どもの貧困対策を総合的に推進していくため、知事を本部長とする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」において、庁内の連携体制をより強化し、総合的に取り組んでいきます。

また、各分野における関係者で構成される「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」や「宮城県子ども・子育て会議」において、施策の実施に関し意見などを聴取していきます。

#### (2) 進行管理

具体の取組については、定期的実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

また、計画期間が終了した時点で、取組に対する検証・評価を行うとともに、検証・評価の結果や、法や大綱の見直し状況等を踏まえ、計画の見直しを検討します。

#### (3) 市町村との連携

子どもの貧困は、関係機関が情報を共有し、全県的に取り組まなければならない課題であることから、施策の推進や実施に当たっては、市町村及び市町村教育委員会と十分な情報共有を図るほか、政令市や福祉事務所設置市等との適切な役割分担のもと、緊密に連携していくものとします。

#### (4) 関係団体等との連携

子どもの貧困に関する個別の支援ニーズ等に対してきめ細かに対応できるよう、地域における支援体制の整備を図るなど、関係機関や企業、NPO、自治会等関係団体との連携を図っていくものとします。